

税理士さんに聞いてみよう！

軽減税率制度の説明会のご案内

～10月から消費税がどうなる？！～

8%？

10%？

改正される消費税等の注意点などについて、下記の通り説明会を開催いたします。
事前に下記へ質問等ございましたらご記入下さい。説明会内にて、できる限り回答をさせていただきます。

説明会で使用する資料は当日会場のみ配布いたします。

ぜひ、ご参加下さい。

尚、資料の準備等がありますので、
参加の方は4月1日までにご連絡ください。

(お問合せ先)

安芸商工会議所 担当：富永

(高知県安芸市本町 3-11-5)

電話 0887-34-1311

FAX 0887-34-1310



開催日	2019年4月16日(火)
開催時間	午後1時30分～
場所	安芸商工会議所 2階 大ホール
参加料	無料

講師



森本倫光税理士事務所
所長・税理士・行政書士
税理士 ^{もりもと} 森本 ^{のりみつ} 倫光 氏

FAX0887-34-1310 の場合は切り取らずこのまま送信して下さい

改正消費税等説明会へ参加する方の

ふりがな お名前	
ふりがな 事業所名	
業 種	
ご連絡先	荒天などで中止の際に電話連絡をする場合があります。
質問等 (特に聞きたい事が あればご記入下さ い)	(例：軽減税率の対応の安いレジはない？みりんは10%？)

※個人情報につきましては、説明会のための利用を目的といたします。

共 催：公益社団法人安芸法人会 安芸税務署管内青色申告会連合会

芸西商工会 安芸商工会議所 中芸地区商工会 室戸市商工会 東洋町商工会

芸西青色申告会 安芸市青色申告会 中芸地区青色申告会 室戸市青色申告会 東洋町青色申告会